

第 八 十 九 号 議 案

江戸川区保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十九日

提出者

江戸川区長 多

田 正 見

江戸川区保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区保育所の保育の実施に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第
十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「前四項」を「前各項」に改める。

別表第一及び別表第三を次のように改める。

第 8 9 号議案

別表第 1（第 4 条関係）

保育料

	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴	収	月	額
	階層区分	定 義		3 歳未満児	3 歳 児		4 歳以上児
一 般 分 徴 収 基 準	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円		0円
	B	A 階層を除き前年分の所得税非課税世帯	前年度分の区市町村民税非課税世帯	0円	0円		0円
	C 1		前年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900円	1,300円		1,300円
	C 2		前年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400円	2,000円		2,000円
	C 3		前年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	3,100円	2,700円		2,600円
	D 1	A 階層を除き前年分の所得税課税世帯	前年分の所得税課税額が1,500円未満である世帯	6,700円	5,600円		5,600円
	D 2		前年分の所得税課税額が1,500円以上8,401円未満である世帯	8,300円	7,300円		7,200円
	D 3		前年分の所得税課税額が8,401円以上15,000円未満である世帯	9,400円	9,300円		9,200円
	D 4		前年分の所得税課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	15,400円	10,900円		10,800円
	D 5		前年分の所得税課税額が30,000円以上45,000円未満である世帯	19,100円	12,700円		12,600円
	D 6		前年分の所得税課税額が45,000円以上60,000円未満である世帯	21,500円	14,300円		14,200円
	D 7		前年分の所得税課税額が60,000円以上75,000円未満である世帯	23,600円	15,800円		15,700円
	D 8		前年分の所得税課税額が75,000円以上90,000円未満である世帯	25,500円	17,000円		16,900円
	D 9		前年分の所得税課税額が90,000円以上106,000円未満である世帯	27,500円	18,200円		18,000円
	D 10		前年分の所得税課税額が106,000円以上125,000円未満である世帯	29,200円	19,500円		18,000円
	D 11		前年分の所得税課税額が125,000円以上147,000円未満である世帯	31,000円	20,700円		18,000円
	D 12		前年分の所得税課税額が147,000円以上169,000円未満である世帯	32,500円	21,600円		18,000円
	D 13		前年分の所得税課税額が169,000円以上194,000円未満である世帯	34,200円	22,600円		18,000円
	D 14		前年分の所得税課税額が194,000円以上219,000円未満である世帯	35,700円	22,600円		18,000円
	D 15		前年分の所得税課税額が219,000円以上245,000円未満である世帯	37,200円	22,600円		18,000円
	D 16		前年分の所得税課税額が245,000円以上271,000円未満である世帯	38,500円	22,600円		18,000円
	D 17		前年分の所得税課税額が271,000円以上299,000円未満である世帯	40,000円	22,600円		18,000円
	D 18		前年分の所得税課税額が299,000円以上438,000円未満である世帯	43,400円	22,600円		18,000円
	D 19		前年分の所得税課税額が438,000円以上582,000円未満である世帯	48,900円	22,600円		18,000円
	D 20		前年分の所得税課税額が582,000円以上727,000円未満である世帯	53,700円	22,600円		18,000円
	D 21		前年分の所得税課税額が727,000円以上である世帯	57,500円	22,600円		18,000円
付 加 基 準	C 1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 4,000円以上である世帯は、C 2階層と認定する。						
	C 2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 6,000円以上である世帯は、C 3階層と認定する。						
	C 3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 8,000円以上である世帯は、D 1階層と認定する。						
	D 1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯は、D 2階層と認定する。						

備考 この表における税額等を算出するための所得の範囲及び計算方法は、規則で定める。

別表第 3（第 4 条関係）

延長保育料

	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴 収 月 額		
	階層区分	定 義		3 歳未満児	3 歳 児	4 歳以上児
一 般 分 徴 収 基 準	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円	0円
	B	A 階層を 除き前年 分の所得 税非課税 世 帯	前年度分の区市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
	C 1		前年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	700円	700円	700円
	C 2		前年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	700円	700円	700円
	C 3		前年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	700円	700円	700円
	D 1	A 階層を 除き前年 分の所得 税課税世 帯	前年分の所得税課税額が1,500円未満である世帯	900円	900円	900円
	D 2		前年分の所得税課税額が1,500円以上8,401円未満である世帯	900円	900円	900円
	D 3		前年分の所得税課税額が8,401円以上15,000円未満である世帯	900円	900円	900円
	D 4		前年分の所得税課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	1,500円	1,400円	1,400円
	D 5		前年分の所得税課税額が30,000円以上45,000円未満である世帯	1,900円	1,400円	1,400円
	D 6		前年分の所得税課税額が45,000円以上60,000円未満である世帯	2,100円	1,400円	1,400円
	D 7		前年分の所得税課税額が60,000円以上75,000円未満である世帯	2,300円	1,500円	1,500円
	D 8		前年分の所得税課税額が75,000円以上90,000円未満である世帯	2,500円	1,700円	1,600円
	D 9		前年分の所得税課税額が90,000円以上106,000円未満である世帯	2,700円	1,800円	1,800円
	D 10		前年分の所得税課税額が106,000円以上125,000円未満である世帯	2,900円	1,900円	1,800円
	D 11		前年分の所得税課税額が125,000円以上147,000円未満である世帯	3,100円	2,000円	1,800円
	D 12		前年分の所得税課税額が147,000円以上169,000円未満である世帯	3,200円	2,100円	1,800円
	D 13		前年分の所得税課税額が169,000円以上194,000円未満である世帯	3,400円	2,200円	1,800円
	D 14		前年分の所得税課税額が194,000円以上219,000円未満である世帯	3,500円	2,200円	1,800円
	D 15		前年分の所得税課税額が219,000円以上245,000円未満である世帯	3,700円	2,200円	1,800円
	D 16		前年分の所得税課税額が245,000円以上271,000円未満である世帯	3,800円	2,200円	1,800円
	D 17		前年分の所得税課税額が271,000円以上299,000円未満である世帯	4,000円	2,200円	1,800円
	D 18		前年分の所得税課税額が299,000円以上438,000円未満である世帯	4,300円	2,200円	1,800円
	D 19		前年分の所得税課税額が438,000円以上582,000円未満である世帯	4,800円	2,200円	1,800円
	D 20		前年分の所得税課税額が582,000円以上727,000円未満である世帯	5,300円	2,200円	1,800円
	D 21		前年分の所得税課税額が727,000円以上である世帯	5,700円	2,200円	1,800円
付 加 基 準	C 1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 4,000円以上である世帯は、C 2階層と認定する。					
	C 2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 6,000円以上である世帯は、C 3階層と認定する。					
	C 3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 8,000円以上である世帯は、D 1階層と認定する。					
	D 1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯は、D 2階層と認定する。					

備考 この表における税額等を算出するための所得の範囲及び計算方法は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の江戸川区保育所の保育の実施に関する条例別表第一及び別表第三の規定は、施行日以後の月分に係る保育料及び延長保育料（以下「保育料等」という。）について適用し、同日前の月分の保育料等については、なお従前の例による。

（説明）

保育料等を算定するための世帯の階層区分の定義を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。